

岡山市骨髄バンクドナー奨励金

（公財）骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業における骨髄または末梢血幹細胞の提供者（ドナー）とドナーが勤務する事業所に奨励金を交付します。

ドナー	事業所
奨励金の額	
通院 1日あたり 5,000円 入院 1日あたり 20,000円 (上限 105,000円)	ドナーの休業 1日あたり 10,000円 (上限 90,000円) ※半日休業も1日とみなします
対象要件	
・岡山市に住所を有していること ・市税を滞納していないこと ・暴力団員でないこと	・国内の事業所（公的機関を除く）であること ・事業所の所在地の市町村税を滞納していないこと ・暴力団でないこと ・骨髄等の提供に係る同種類の奨励金等を受けていないこと
申請手続き	
必要書類を骨髄等の提供が完了した日から90日以内に保健所健康づくり課へ提出してください。 ※必要に応じて追加の書類提出をお願いすることがあります。	
必要書類	
・「岡山市骨髄バンクドナー奨励金交付申請書（ドナー用）」 ・「債権者登録申請書」 過去に岡山市から支払を受けたことがある場合は省略できる場合がありますのでご確認ください。 ・（公財）骨髄バンクが発行した証明書（骨髄等の提供のための入通院の日および骨髄等の提供が完了したことがわかるもの） ・「滞納無証明書」（市税の滞納がないことの証明書） 各区市税事務所、支所、地域センター等に申請してください。	・「岡山市骨髄バンクドナー奨励金交付申請書（事業所用）」 ・「債権者登録申請書」 過去に岡山市から支払を受けたことがある場合は省略できる場合がありますのでご確認ください。 ・（公財）骨髄バンクが発行した証明書の写し（骨髄等の提供のための入通院の日および骨髄等の提供が完了したことがわかるもの） ・「滞納無証明書」（市税の滞納がないことの証明書） 事業所の所在地の市町村の税務窓口にお問い合わせください。同様の証明ができない場合はご相談ください。 ・ドナーとの雇用関係が確認できるもの 例）ドナーの健康保険証の写し（事業所名が記載されているもの）等
請求手続き	
「岡山市骨髄バンクドナー奨励金交付決定及び確定通知」を受け取ったら、速やかにその写しを添付して、「岡山市骨髄バンクドナー奨励金請求書」を提出してください。	

【お問い合わせ・提出先】

岡山市保健所健康づくり課 特定疾病係

住所 〒700-8546 岡山市北区鹿田町一丁目 1-1（保健福祉会館2階）

電話 (086) 803-1271 FAX (086) 803-1758

岡山市ホームページ

ドナー

検索

くらし・手続き＞医療・健康＞「臓器・骨髄移植にご協力ください」

申請書等のダウンロードもできます。 郵送での提出も可能です。